

美波町日和佐保育園臨時保育士募集について

次のとおり募集いたします。

職 種	臨時保育士
応 募 資 格	保育士資格を有する、概ね60歳までの健康な方
応 募 人 員	保 育 士 1名
応 募 書 類	自筆の履歴書(市販の用紙、写真貼付) 保育士の資格を証する書面(免許証コピー可)
応 募 締 切 日	平成22年9月25日(土)午後5時までに日和佐保育園または子どもセンターまで、提出してください
面 接 試 験 日	応募の方に後日通知します
採用予定年月日	平成22年10月1日

■その他

詳しくは日和佐保育園(77-0092)または子どもセンター(77-0133)へ、お問い合わせください。

教育委員会からのお知らせ

平成22年度

美波町成人式について

本年度の成人式は下記のとおり実施いたします。

■日 時 平成23年1月3日(月)
午前10時から
(受付:午前9時30分~10時)

■場 所 美波町コミュニティホール
(美波町本庁舎横)

※教育委員会では、11月末までに該当者へ案内を差し上げることにしておりますが、もし、該当される方で案内が届かない場合は、教育委員会までご連絡ください。
本年度の該当者は平成2年4月2日~平成3年4月1日生まれの方です。

【お問い合わせ先】 美波町教育委員会
☎77-3620

教育委員会からのお知らせ

9月定例教育委員会開催の日程について

■日時 9月29日(水) 午後7時~
■場所 美波町役場本庁 教育委員会横会議室

認定長期優良住宅を新築した場合 固定資産税が減額されます

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅に対し、新築から5年度分(3階建て以上の中高層耐火住宅については7年度分)固定資産税の減額を受けられます。

■要件

次の要件をすべて満たしている建物

- ①長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅
- ②平成21年6月4日から平成24年3月31日までに新築された住宅
- ③住宅部分の床面積が50m²(1戸建て以外の賃貸住宅は40m²)以上280m²以下
- ④住宅部分と住宅以外の部分がある場合(併用住宅)は、住宅部分の床面積が全体の床面積の2分の1以上であること

■減額される範囲

対象建物の固定資産税額の2分の1(対象建物の住宅部分120m²相当税額分までが対象)

■申告方法

新築された年の翌年の1月31日までに、役場税務保険課へ次の書類を提出してください。

- ①認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額申告書(申告書は税務保険課にあります。)
- ②長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6条、第9条または第13条に規定する認定通知書の写し

■お問い合わせ先

役場税務保険課 固定資産税係 77-3615